

岐阜県新型コロナウイルス感染症

対策協議会

日 時：令和2年2月27日（木）

15時00分～

場 所：県庁2階 大会議室

○ 報告事項

- 1 新型コロナウイルス感染症の県内の状況
- 2 国、県の対応状況
- 3 今後の方針
- 4 市町村の対応状況
- 5 各種団体からの意見

○ 意見交換

1 新型コロナウイルス感染症の県内の状況

(1) 県内で発生した陽性患者

患者の概要

- 1 年代： 50代
- 2 性別： 男性
- 3 居住地：岐阜県
- 4 症状、経過：
 - 2月14日 倦怠感、発熱（37℃台）あり。
 - 2月15日 基礎疾患の治療のため、医療機関Aを受診。
 - 2月19日 歯痛あり、歯科医を受診。鎮痛剤を処方される。
 - 2月20日 頭痛が出現したため、医療機関Aを受診。鎮痛剤を処方される。
 - 2月21日 夜中に激しい頭痛のため、自家用車で医療機関Bを受診。頭部CT、MRIで異常なし。鎮痛剤を処方される。
 - 2月25日 再度、医療機関Bを受診。発熱（38℃）があり、胸部X線、CTで肺炎像が認められたため、入院。胸苦しさが出現。医療機関Bが帰国者・接触者相談センターに相談。
 - 2月26日 検査実施。
- 5 行動歴：
 - 渡航歴なし。
 - 有症者との明確な接触歴なし。
 - 発症後、2月17日から19日まで出勤。
 - 通勤に公共交通機関を利用。
 - 通勤時と職場ではマスクを着用していた。

(2) 国の要請に基づく、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の陽性患者の受入れ

厚生労働省から受け入れ要請があった、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗船者のうち、陽性患者8名を県内の医療機関で受入れ。

患者の概要

- 1 年代： 60代 3名、70代 5名
- 2 性別： 男性 4名、女性 4名
- 3 国籍：日本国籍 5名、外国籍 3名
- 4 症状：有症状者 5名（重症患者0名）
無症状病原体保有者 3名
- 5 経過：
 - 2月17日 厚生労働省から岐阜県に受け入れ要請。
 - 2月18日 21時頃、患者を県内の医療機関で受け入れ。
- 6 受け入れ医療機関の対応状況
 - (1) 患者対応の従事者：医師 3名、看護師 10名
 - (2) 感染拡大防止対策：
 - ・入り口や入院病棟を一般患者と分けるなど、他の入院患者や外来患者との接触がない形で対応。

(3) 岐阜県に来県した他県在住の陽性患者に接触した方々への検査、経過観察

①飛騨地域をバスツアーで旅行した他県在住の陽性患者に関するもの

千葉県在住の陽性患者（7例目）が、観光で飛騨地域に滞在していたことが確認され、濃厚接触者や接触した可能性のある方について、必要な検査や経過観察を実施。

患者の概要

- 1 年代： 70代
- 2 性別： 女性
- 3 居住地： 千葉県
- 4 症状、経過、行動歴：
 - 2月14日 夜中 発熱（38.8度）
 - 2月15日 千葉県内の医療機関Aを受診。インフルエンザ陰性
 - 2月16日 6時頃 最寄り駅から電車で羽田空港へ移動
 - 2月17日 13時 高山市で昼食（観光バスで移動）
15時 土産物屋に土産物購入のため立ち寄り
16時頃 奥飛騨に到着、宿泊
 - 2月18日 10時発、高山市内到着し、13時まで自由時間だったが、体調が悪いため、11時頃、医療機関Bを受診。気管支炎と診断
14～15時 白川郷を訪問
21時頃羽田空港から帰宅
 - 2月19日 千葉県内の医療機関Cを受診し、検体採取
 - 2月20日 検査の結果、陽性と判明、千葉県内の医療機関Dに入院
- 5 県内の接触者等の状況：

以下の64名のうち、濃厚接触者や発熱等の有症状者9名に検査を実施したが全て陰性。全ての方の経過観察を実施中。

{	2月17日	昼食会場：30名（症状なし）
		宿泊施設：28名（有症状者3名を検査し陰性）
	2月18日	医療機関B：5名（全て検査し陰性）
		医療機関B前の薬局：1名（検査し陰性）

②西濃地域に仕事で出張した他県在住の陽性患者に関するもの

千葉県在住の陽性患者（11例目）が、仕事で西濃地域に滞在していたことが確認され、濃厚接触者や接触した可能性のある方について、検査や経過観察を実施。

患者の概要

- 1 年代： 40代
- 2 性別： 男性
- 3 居住地： 千葉県
- 4 症状、経過、行動歴：
 - 2月12日 関節痛、筋肉痛が出現。広島県へ出張。
 - 2月13日 広島県から新幹線で移動。米原駅で在来線に乗り換え、19時頃、大垣駅に到着。
レンタカーを借り、大垣市内の宿泊施設で宿泊。
 - 2月14日 7時頃、宿泊施設をチェックアウトし、7時半頃、レンタカーで大垣市内の仕事を訪問（マスク着用なし）。このとき、咳、倦怠感が出現。
12時前に訪問先を出発し、13時半頃レンタカー店にレンタカーを返し、電車で千葉まで帰宅。（詳細については、確認中）
 - 2月17日から18日 東京都内の職場に勤務。
 - 2月18日 発熱（38.2℃）。千葉県内の医療機関Aを受診。インフルエンザ陰性。
 - 2月19日 千葉県内の医療機関Aを再受診。肺炎像確認。
 - 2月21日 千葉県内の医療機関Bを受診し入院。検体採取。
 - 2月22日 検査の結果、陽性と判明。
- 5 県内の接触者等の状況：

以下の16名について、全ての方の経過観察を実施中。

宿泊施設	7名	(症状なし)
レンタカー店	4名	(症状なし)
仕事先	3名	(濃厚接触者1名、接触の可能性あり2名)
夕食先	1名	(症状なし)
昼食先	1名	(症状なし)

(4) クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗船者のうち、県外の医療機関に入院している県内在住者の把握

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗船者のうち、PCR検査陽性のため、県内在住者2名が県外の医療機関で入院している。現在、症状は安定しているとのこと。

(5) クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」から下船した県内在住者への検査、経過観察

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」から下船した県内在住者等16名に、自宅待機を要請し、検査、経過観察を実施。

下船した県内在住者の概要

- 1 受け入れ日：2月19日 6名
2月20日 4名
2月21日 6名
- 2 検査状況：2月19日 5名 国の検査により陰性。
1名 当初、国の検査により陰性とされて受け入れたが、2月23日に、国の検査漏れが発覚。
2月24日に県が検査し、陰性を確認。
2月20日 4名 国の検査により陰性。
2月21日 6名 国の検査により陰性。
- 3 自宅待機及び健康フォローアップ：
自宅待機を要請しており、毎日経過観察を実施しており、現在のところ症状はない。
- 4 検査
県で検査した1名を除く15名の方について、ご希望を伺った上で、再度検査を実施する。

(6) その他

- ・ 1月30日に政府チャーター機で武漢から帰国した県内企業の従業員（5名）については、東京で2週間の健康観察期間の後、県内工場等で勤務。
- ・ 県上海駐在員については、2月19日に帰国し、健康観察期間の2週間は在宅勤務としている。

2 国、県の対応状況

(1) 政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（資料1）

感染の流行を早期に終息させるため、地域における感染者クラスター（集団）の再生産防止に重点を置く。

①現時点での対策の目的

- ・患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症者の発生を最小限に食い止める。
- ・社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

②新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

1 国民・企業・地域等に対する情報提供

2 国内での感染状況の把握

- ・入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

3 感染拡大防止策

- ・広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
- ・学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

4 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

- ・一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる。
- ・風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。
- ・風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行する。
- ・地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。

5 その他

- ・マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ・マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ・WHOや諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。

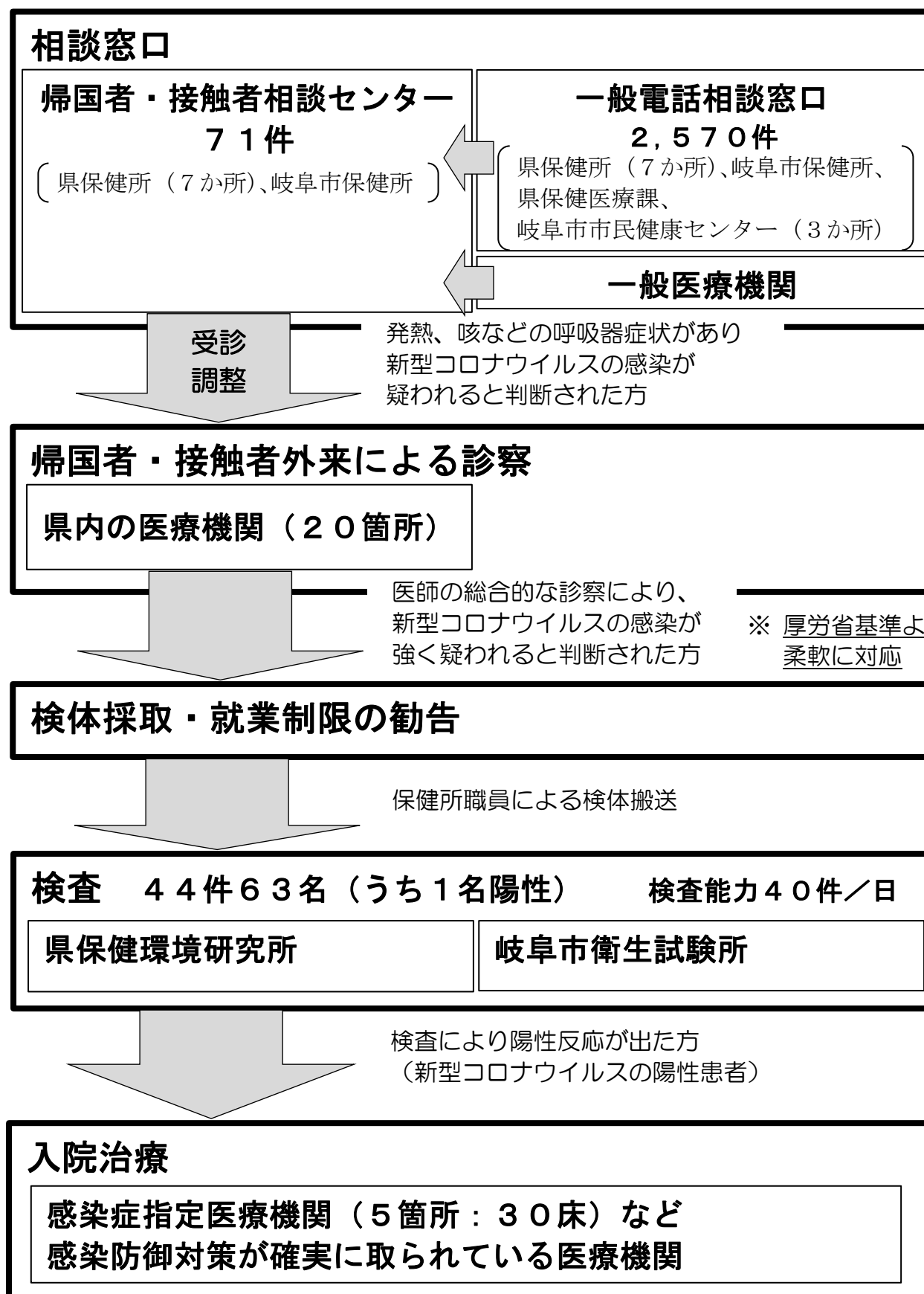
(2) 総理からの要請

安倍総理は、2月26日（水）に、第14回新型コロナウイルス感染症対策本部において、次のように述べた。

- 今がまさに、感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期である。こうした考え方の下、昨日、政府として、対策の基本方針を決定いたしました。
- その中で、イベント等の開催について、現時点で、全国一律の自粛要請を行うものではないものの、地域や企業に対して、館拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請したところです。
- その上で、政府といたしましては、
 - ・ この1、2週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、
 - ・ また、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請することといたします。
- 感染拡大の防止に万全を期すため、引き続き、今後の感染拡大の動向を注視しながら、万全の対応を行ってまいります。
- 各位にあっては、引き続き、基本方針を踏まえ、地方自治体、医療関係者、事業者、そして国民の皆様と一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくよう、お願いいたします。

(3) 岐阜県の対応状況

①相談、検査、治療に関する対応



② 移送車等の状況

帰国者・接触者外来の受診により、入院が必要と判断された新型コロナウイルス感染症の患者を、速やかに診療体制等の整った感染症指定医療機関等に移送するため、県下5圏域に感染症患者移送車とアイソレータを整備する。

圏域	配置場所	感染症患者移送車	アイソレータ
岐阜	岐阜県総合医療センター	1台	1台
飛騨	飛騨保健所	1台	2台

(令和元年度当初予算により対応済) 480万円

中濃	可茂保健所	1台	1台
----	-------	----	----

(令和元年度予備費により対応) 1,900万円

以下については、3月下旬から4月上旬にかけて整備完了予定。

岐阜	岐阜保健所	1台	1台
西濃	西濃保健所	1台	1台
東濃	東濃保健所	1台	1台
飛騨	飛騨保健所	1台	1台
防護服の追加備蓄 300着×7保健所分 2,100着確保			

③ 県内経済への影響

1 観光業

- 中国をはじめ台湾や香港などのアジア圏からの団体キャンセルが発生。
- 地域によっては、欧米や日本人観光客からのキャンセルも発生。
- キャンセル数は、約2万4千人（1/24～3/1までの間）。

※岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合調べ

（具体の状況）

- 「旅行会社からキャンセルが相次いでおり厳しい状況」との声がある
- 日本人では宿泊に限らず、同窓会や宴会のキャンセルも出始めている
- 新聞報道以降、キャンセル数が増加し、今後の先行予約も50%割れ。

（観光事業者から県への主な要望（観光連盟））

- 情報発信：最新情報や観光客への感染防止対策の周知徹底
- 風評対策：終息後の誘客プロモーションの早急な実施
- 支援制度：影響の多いホテル等に対する支援制度の創設・強化

2 製造業その他

（製造業）中国からの物流の停滞による在庫の枯渇や材料の不足と、これに伴い国内調達にシフトしたことによるコストの増加。

（具体の状況）

- 中国からの物流のストップ、通関停滞により在庫が枯渇した。
- 中国から材料を調達しているが、供給がストップしており生産量が減少。国内調達で対応しているが、部材不足とコストが増加している。

（卸売業）中国の取引先からの調達ができなくなり、流通ルートが停滞。
観光地での消費の減少が、食料品等の卸売りにも影響。

（具体の状況）

- 中国からの調達の大部分ができず、流通ルートに乗せられない。
- 観光地での消費が減っていることで、食品の卸売りなどにも影響でている。

（飲食業・小売業）

- 中国の取引先からの調達ができなくなり、国内への調達にシフトしたことにより調達価格の高騰。
- 宿泊キャンセルの影響により団体客を中心とした飲食や土産物販売の売上げが減少。2月に入り、外国人客だけでなく国内客も減少傾向。

（具体の状況）

- 中国から入荷できない商品が増え、その結果、国産の商品の価格が高騰しているため、利益が圧迫されている。
- 団体客を対象とした飲食・土産物販売では売上げが減少している。
- 2月に入り全体的に来店者数が減少。外国人客だけでなく国内客も減少している。

(農林、建設建築業)

- ・ 中国からの物流の停滞による建築工事等の遅れが懸念。

(具体の状況)

- ・ 中国からの衛生機器、空調機器等の納入の遅れにより、住宅建築に影響が生じ始めている。
- ・ 従業員が感染した場合に業務への支障が心配される。
- ・ 現場に配備する消毒液が不足してきている。

④ 県内経済や県民生活への対応

1) 融資相談窓口の開設、融資制度の緩和

- 新型コロナウイルスに関する県内中小企業・小規模事業者の資金繰りなどの相談窓口を開設。

新型コロナウイルス関連融資相談窓口

- 開設日：令和2年2月5日（水）
- 相談期間：月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
- 設置場所：商工労働部商業・金融課、
県内の各県事務所産業労働係
- 相談実績：6件（2月26日現在）
- 融資実績：0件（2月26日現在）

- 新型コロナウイルスによる影響を受ける県内中小企業・小規模事業者の早期支援に向け、県中小企業資金融資制度の要件を緩和。

県中小企業資金融資制度の要件改正

- 適用開始日：令和2年2月7日（金）
- 資金名：経済変動対策資金
- 改正内容：感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響を受ける事業者

旧	新
最近3か月の売上高（又は売上総利益）が前年同月比5%以上減少していること	最近1か月の売上高（又は売上総利益）が前年同月比3%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月の平均も3%以上減少することが見込まれること

2) 「清流の国ぎふ」宿泊割引クーポンの発行

- 新型コロナウイルスに伴う中国人団体客のキャンセル等の影響を踏まえ、冬季の閑散期対策として県内宿泊施設を対象とした宿泊割引クーポンを発行し、約3,000人が予約。

「楽天トラベル」での宿泊割引クーポン発行

- 宿泊対象期間：令和2年2月6日（木）（チェックイン）
～同年3月31日（火）（チェックアウト）
- 発行枚数：600枚
- 割引額：5,000円
(大人2名以上で利用者の宿泊費合計が10,000円以上)

「じゃらんnet」での宿泊割引クーポン発行

- 宿泊対象期間：令和2年2月17日（月）（チェックイン）
～同年3月31日（火）（チェックアウト）
- 発行枚数：600枚
- 割引額：5,000円
(大人2名以上で利用者の宿泊費合計が10,000円以上)

3 今後の方針

県として、速やかに以下のとおり対応する。

「オール岐阜」の体制を整備するため、市町村、医療機関、関係団体、企業等においても、関係部分については、同様の取り扱いを要請する。

(1) 医療体制の整備

① 相談体制の拡充

- ・ 新型コロナウイルスに対する県民の不安を払拭するとともに、感染が疑われる患者を早期に発見するため、県保健医療課と岐阜市保健所の一般電話相談窓口の受付時間の終了時間を延長。
(現行 9時から17時まで → 変更 9時から21時まで)

② 検査体制の拡充

- ・ 県保健環境研究所及び岐阜市衛生試験所における現在の1日あたり40件のPCR検査能力の拡充を検討。
- ・ 県保健環境研究所に、PCR検査機器を追加導入。
- ・ 国に対し、簡易検査キットの早期開発について、要請。

③ 病床の確保

- ・ 感染症指定医療機関以外の病院でも、感染者が入院できるよう病床の確保に向け、病院協会との調整を開始するとともに、国の緊急予算を活用した施設整備を実施。(資料2)

【緊急予算を活用した施設整備の概要】

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 予算額 | 令和元年度 47,880千円(国1/2、県1/2) |
| 2 | 内容 | 帰国者・接触者外来医療機関が、2月1日以降に行う以下の設置・整備を支援
① 新型コロナウイルス感染症患者を入院させるための簡易陰圧装置の設置(38,880千円)
② 個人防護具など必要な設備・資材の整備 |

④ マスク、消毒液など医療物資の確保

- ・ 現在、県内の感染症指定医療機関において、マスク、消毒液などの備蓄は確保されているものの、今後の感染拡大に備え、企業との災害応援協定等に基づき要請するなど、確保に努める。
- ・ 感染症指定医療機関などにおける重症者の受入れ体制の強化のため、必要な医療物資の確保について国が責任をもって行うよう、要請。

(2) 経済的な支援

① 中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証4号の指定に向けた国への要請（実施済）

- ・ 県内事業者の状況を踏まえ、中小企業信用保険法に基づき、通常とは別枠で信用保証協会が借入債務の100%を保証するセーフティネット保証4号の指定について国へ要請。

区分	保証率	保証限度額
一般保証	80%	無担保8千万円、最大2億8千万円
セーフティネット保証4号	100%	同上

② 雇用調整助成金の対象要件撤廃に向けた国への要請

- ・ 県内事業者の状況を踏まえ、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策により、特例措置された雇用調整助成金について対象要件の撤廃を要請。

現在の特例措置（支給対象事業主）
日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国（人）関係の売上や客数、件数が全売上高等の一定割合（10%）以上である事業主が対象

③ 観光事業者・建設事業者等への支援

- ・ 県観光連盟、観光関係者と連携した感染拡大防止対策を徹底し、取組み状況(安心・安全対策)をPR。
- ・ 状況に応じて、宿泊割引クーポンの発行・観光プロモーションを展開。
- ・ 雇用継続を目的とした従業員研修費用への助成制度を検討。
- ・ 外国人旅行者に対して、日本政府観光局（JNTO）が開設

している「外国人旅行者コールセンター（365日、24時間）」を観光関係者に周知。

- 建設資材の納期遅延、現場での症例発生等により、工期が遅れる場合について、工期の延長等への柔軟な対応。
- 工事現場での対応マニュアルを作成。

（3）時差出勤、テレワーク（在宅勤務）の実施

①テレワーク（在宅勤務）の実施

- 職員の職務内容に応じ自宅での勤務を可能とするテレワークを実施（2/28から3/15まで。状況に応じて延長を検討。必要に応じて、モバイルパソコンや職員用パソコンを自宅に持ち帰ることを可能とすることなどにより実施）。

②時差出勤の実施

- 混雑した電車、バス等での感染リスクを低減させるため、公共交通機関を利用する職員を対象に時差出勤を実施（2/28から3/15まで。状況に応じて延長を検討。始業時刻を午前7時から午後1時までの間で設定）。

（4）外国人居住者に対する情報提供

- 新型コロナウイルスに関する相談窓口、感染予防策、県内の感染状況、県の対策等の関連情報を外国語等（英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、やさしい日本語）に翻訳し、市町村に対して情報提供。
- 岐阜県在住外国人相談センターにおける14言語の3者間通話システムの活用を市町村に改めて周知。
- 新型コロナウイルスに関する外国語での関連情報を、経済団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、経営者協会、経済同友会）に提供し、企業による県内の外国人就業者への周知を依頼する。また、外国人技能実習生については、受入を行う県内全ての監理団体に対して情報を提供し、研修生の実習先企業に対する周知を依頼。加えて、外国人材の派遣を行う企業に対しても、個別に情報を提供し周知を依頼。
- 新型コロナウイルスに関する外国語での関連情報を、岐阜地域留学生交流推進協議会に提供し、県内の外国人留学生に対して周知を依頼。

(5) イベント等

- 県が主催又は県が関与するイベント等で、3月15日（日）までに開催を予定するものは、原則、中止、延期又は規模縮小の対応を実施（主な例示については資料3・4）
- 上記期間以降のイベント等開催については、3月15日（日）までの状況変化を踏まえ、慎重に検討。
その際、以下のポイントに留意。
<ポイント>
 - 対象とされているのが不特定多数か、特定の者か。
 - 十分な感染防止対策（手指の消毒、マスク着用、体調不良者の参加自粛の徹底等）がなされているか。
 - 高齢者や基礎疾患を有する方が主な対象となっていないか。
 - 参加者の間隔が十分に確保され、密集していないか。など
- 新型コロナウイルスの感染防止を理由とする県有施設のキャンセルには、キャンセル料は徴収しない（2/21 徹底済）。

(6) 県有施設

- 県有施設については、上記イベント等に準じて検討。

(7) 県立学校行事等

【県立学校等の対応】

- 県下の全公立学校（小・中・高・特別支援学校）に対し、以下の対応について徹底。

①臨時休業・出席停止の対応

(ア) 児童生徒や教員等の学校関係者に感染者が発生した場合、

○臨時休業

- 県立学校については、学校設置者として速やかに一部又は全部を臨時休業（学校保健安全法第20条）
- 市町村には臨時休業を要請

(イ) 児童生徒や教員等の学校関係者に濃厚接触者が発生した場合

- 校長は、当該児童生徒を出席停止（最後の接触から2週間）
- 教員等は休暇取得や職専免等で対応

(ウ) 地域全体の感染防止目的での積極的な臨時休業

- 学校設置者は、早期流行段階において、衛生部局等と十分相談の上、地域全体での感染防止を目的として、感染者がいない学校も含め、休業日の弾力的な設定などによる臨時休業を実施可能である旨を周知済。

②卒業式（県立高校は概ね3/1 予定）

- ・児童生徒等に感染が発生した場合には、学校の臨時休業に伴い延期等を検討。
- ・児童生徒等に感染が発生していない場合には、文部科学省通知に基づく感染拡大防止措置や参加人数を抑えるなどの開催方式の工夫を実施した上で、開催。

③入学式（県立高校は4月8日又は9日予定）

- ・卒業式と同様の対応

④県立高等学校入学者選抜

- ・感染した生徒等がいた場合には、3月26日に追検査を実施。

【保育所、幼稚園、私立学校等の対応】

国から対応について通知が行われており、県として徹底済。

(8) 市町村等との連携

①市町村との連携

- ・市町村と県の双方が窓口を登録し、意見・要望や判断に迷うケースの相談を円滑に実施。
- ・市町村との連携を密接に行うため、災害時の「情報連絡員の派遣に関する要綱」を準用し、必要に応じて、情報連絡員（リエゾン）を派遣。

②市町村消防との連携

- ・患者の移送に関して、「エボラ出血熱患者等の移送にかかる覚書」に準じて、市町村消防本部と覚書を締結。
- ・市町村消防本部と保健所の24時間連絡体制をとれるよう、緊急連絡先の再確認を徹底。

③経済団体等、各団体との連携

- ・ 本対策協議会における連携を通じて、「オール岐阜」で新型コロナウイルス感染症に対する施策の展開も含めて連携。
- ・ 経済団体等、各団体と県の双方が窓口を登録し、意見・要望や判断に迷うケースの相談を円滑化。